

補正書兼意見書

私達が御庁に対し、平成21年7月14日になした住民監査請求（以下、本件請求という）について御庁から福監査第64号の4をもって補正通知がなされているが、次のとおり法的には補正の必要はない。

- ① 違法不当の法令上の根拠（法令名と条項）を記載しなければならないとの法令上の根拠は存在しない。

違法不当な事実を記載すればよいとするのが地方自治法第242条の趣旨である。事実に対する法の適用は、市民のために行政の執行機関の行為を監視し是正することを目的として設置された独立した専門家たる監査機関の職務の一つであり、一市民の負担させられる分野ではない。

- ② 監査請求の対象となる違法不当な行為は監査機関の権限と組織と費用を使用して監査をなすことが可能となる程度であれば十分であり、上記行為の存在を証する書面は監査を開始することが相当と判断する程度のものであれば十分である。

本件請求にかかる違法不当な行為中、本件措置請求書（以下、本件請求書という）第1と第5のものは公知の事実であり、第2のものは添付文書上存在が明白なものであり、第3のものは本件請求者において調査した事実（JR西日本の不当利得）であることを明らかにしており（他の部分は上記公知若しくは御庁に顕著な事実である）、JR西日本の不当利得にかかる確定した裏付け資料はJR西日本や乗り入れ承認を受けたタクシー事業者（現実的には福山市のタクシー会社や個人タクシー）に確認すれば容易に取得できるものであり、第4及び第6のものは御庁において職務上認識されている顕著な事実である（但し、第4にかかる本件地下送迎場の撤去時期と多額の撤去費用の具体的内容はその性質上不確定要素がある）。

3 補足事項

- (1) 本件請求書Iの第1の請求について

- ① 監査請求の対象は次のとおりである。

- ① 本件請求書別紙支出額内訳書（これは請求書の1部である）記載の支出である。
- ② 本件請求にかかる日以後の支出（地方自治法第242条規定の相当な確実をもって予測される行為であり、具体的には今後支出される本件地下送迎場設置に要する全費用の支出）。

② 違法不当な事由

本件請求書に記載されている（本件地下送迎場設置はほぼJR西日本福山駅の主として新幹線乗降客の利便のためになされるものであり、JR西日本において設置すべきものであり、福山市において一私企業であるJR西日本のために巨額の費用を投じて設置すべきものではない）。

なお、違法事由と不当事由は事実自体は共通である（以下、すべての請求に共通である）。

③ 法令上の根拠等

- ① 地方自治及び地方財政（支出）の根本的目的である市民のための行政とその財政行為（支出）に対する重大かつ明白な違反（地方自治法第1条の2、福山市条例第21号の第2条ないし8条の等価交換の原則違反、その他）。

(2) 本件請求書Iの第2の請求について

① 違法不当の法令上の根拠

- ① 上記(1)の③同旨。
- ② 具体的説明は本件請求書添付弁護士寺澤隆明の意見書を援用する。

② 違法不当の事由

上記(1)の②の「なお書き」以下同旨。

(3) 本件請求書Iの第3の請求について

① 財産の管理を怠る事実及び違法な又は不当である事由

本件請求書記載のとおりである（極めて明白である）。

② 法令上の根拠等

- ① 本件請求書記載のとおりである。

- ㊦ 上記(1)の③同旨。
- ㊧ 添付の弁護士寺澤隆明の意見書を援用する。
- ㊨ 上記(2)の②同旨。

③ 不当利得の原因と損失と損害額について

- ① 本件請求書記載のとおりである。
- ㊦ 詳細な個々の具体的事実を調査し、確定するのが監査機関の市民から付託された使命であり、かつ職務である。一般市民には詳細な個々の具体的事実について調査をなし事実を確定する権限も経費も専門的能力もないが、住民監査請求制度はこのことを前提としているのである。
- ㊧ 積算の内容は本件請求書記載のとおりであり、その根拠は添付文書のとおりである（本件請求人林らにおいて福山市のタクシー会社から直接間接に情報提供を受けている）。

(4) 本件請求書Ⅰの第4の請求について

① 請求対象の財務会計行為

- ① 本件請求書記載のとおりである。
- ㊦ 本件地下送迎場撤去は同送迎場設置に必然的に伴うものであり、その費用は将来生じるものであってもほぼ確実に福山市の負担が予測されるものである。

② 法令上の根拠と違法不当事由

- ① 本件請求書記載のとおりである。
- ㊦ 上記(1)の③同旨及び地方自治法第232条と第232条の3と第232条の4違反。

- ㊨ 上記(2)の②同旨^{の積算}

(5) 本件請求書第5について

① 請求対象の財務会計行為

- ① 本件請求書記載のとおりである。
- ㊦ 本件地下送迎場設置について本件請求書別紙支出額内訳書記載の既支出と現在に至るまでの支出と将来の支出（将来分の根拠は上記3の(1)の㊦のとおり）。

② 法令上の根拠等

- ① 本件請求書記載のとおりである。
- ② 上記(1)の③と同旨。
- ③ 本件地下送迎上設置はその目的と設置経緯と機能からいわゆる地元財界人に対する特別利益の供与となることは既に述べている。

(6) 本件請求第6について

① 違法不当な支出等について

上記(1)及び(5)同旨。

② 法令上の根拠等について

上記(1)及び(5)同旨。

(7) 1年を経過している財務会計行為

- ① 本件請求書及び添付文書記載のとおりである。
- ② 本件請求にかかる個々の詳細な事実については既述のとおり監査をなしうる程度に特定していれば十分であり、本件請求は特定がなされている。